

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊浦町は、介護保険関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

豊浦町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認</p>
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第68項 番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条7号 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、下記の項 ・第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,94,108) ・第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(46) ・第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条第一項又は第四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(95) ・番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項(93) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の下記の項 ・第二条二項・三項-ロ・八項-ハ、第三条三項、四項ロ・九項-ハ、第六条一項-イ・五項-ロ、第七条の三項-二、第十条の三項-二、第十二条の三三項、第十五条三項、第十九条一項-レ、第二十二條の二一項・二項-ロ・六項-ロ、第二十四条の二一項・三項-ハ・七項-イ、第二十五条三項-ハ、第二十五条の二七項、第三十条九項、第三十一条の二二項・四項-ハ・八項-イ、第三十二条の一二項・二項-二、第三十三条六項、第四十三条三項-ハ、第四十三条の二十項-ロ、第四十四条一項-レ、第四十九条二項-ハ、第五十五条一項-二・二項-ロ・八項-ロ・九項-ハ、第五十五条の二一項-ハ、第五十九条の三三項-二</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号・番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93) ・番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の下記の条 ・第四十六条、第四十七条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合保健福祉施設
②所属長の役職名	事務長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地 0142-83-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総合保健福祉施設 保健福祉係 北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1 0142-83-2408

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年9月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年9月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第68項並びに内閣府・総務省令第50条	番号法第9条第1項、別表第一第68項 番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
平成31年6月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条7号 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,94,95,117) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)(第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号・番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93) 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94) 別表第2主務省令(第46条、第47条) 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条7号 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、下記の項 第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,94,108) 第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(46) 第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(95) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項(93) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の下記の項 第二条二項・三項-ロ・八項-ハ、第三条三項、四項ロ・九項-ハ、第六条一項-イ・五項-ロ、第七条の三項-二、第十条の三項-二、第十二条の三三項、第十五条三項、第十九条一項-レ、第二十二条の二一・二項-ロ・六項-ロ、第二十四条の二一・三項-ハ・七項-イ、第二十五条三項-ハ、第二十五条の二七項、第三十条九項、第三十一条の二二項・四項-ハ・八項-イ、第三十二条の二一・二項-二、第三十三条六項、第四十三条三項-ハ、第四十三条の二一・二項-ロ、第四十四条一項-レ、第四十九条一 	事後	